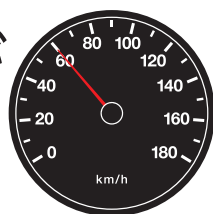


令和8年9月1日から 生活道路における法定速度が 60km/hから**30km/h**に 引き下げられます

法定速度とは・・・

道路標識などによって最高速度が指定されていない道路で適用される
最高速度のことで、現在一般道路の法定速度は原則として「60km/h」



法定速度が30km/hになる道路

中央線や中央分離帯などが無い生活道路における法定速度が「30km/h」に引き下げられます



法定速度が変わらない（引き続き60km/hである）道路

- 1 道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



- 2 道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路

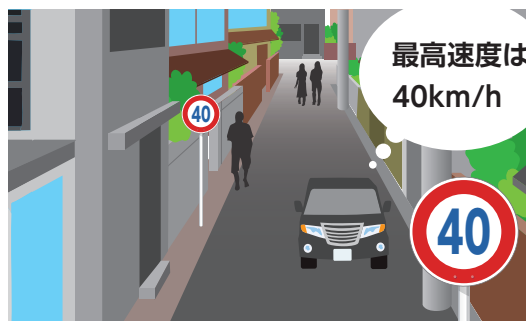


道路標識などにより最高速度が指定されている道路

道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路で
は、その速度が最高速度となります。

ドライバーの皆さんへ

決められた速度の範囲内であっても、道路の状況や天候などに
応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。



◆問い合わせ＝常総警察署 ☎22-0110